

経済産業省告示第四百二十二号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の六第一の二号、第八十三条の二第二の二号及び第九十四条の五第一項第一の二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月一日

経済産業大臣 中川 昭一

電気事業法施行規則第七十三条の六第一の二号、第八十三条の二第二の二号及び第九十四条の五第一項第一の二号に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要があるとして経済産業大臣が定める件

電気事業法施行規則第七十三条の六第一の二号、第八十三条の二第二の二号及び第九十四条の五第一項第一の二号に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査（以下「安全管理審査」という。）を受ける必要がある組織として次のとおり定め、平成十六年十二月一日から施行する。

電気事業法施行規則第五十条第一項に定める法定事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困

難となった組織